

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

県立特別支援学校の 8 月 31 日以降の授業等の教育活動について（通知）

このことについて、令和 2 年 5 月 22 日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」においては、8 月 31 日以降は「通常登校」に移行することとしたところです。

この度、8 月 19 日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8 月 31 日以降の特別支援学校における教育活動について、次のとおり対応することとします。

また、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないこととしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別添の「県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン」や「県立特別支援学校における 8 月 31 日からの部活動ガイドライン」に則った実施を可能とします。

については、各学校において児童・生徒等の安全、安心の確保と学びの保障の両立に向けて、一層の取組みをお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

【基本的な考え方】

長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒等の安全、安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

【これまでの取組み】

- 1 6 月の学校再開以降、各学校では感染防止対策に努めてきた。
- 2 学校教育計画の見直しにより、児童・生徒等の学びの充実に努めてきた。
- 3 朝のスクールバス内の 3 密回避のため、ジャンボタクシー等の活用や、保護者に送っていただくこと、また、放課後におけるデイサービス事業者に開所時刻を早めてもらうことなど、様々な協力をいただいていた。

【令和 2 年 8 月 31 日以降の教育活動について】

- 1 当面（概ね年内）当初のガイドラインで示した「通常登校」には移行せず、「時差通学・短縮授業」を継続する。
- 2 登校時刻については、これまでどおりの時差通学を継続する。ただし、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 3 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時

間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

4 学校行事については、実施を可能とするが、現在の感染状況等を慎重に見極め、その必要性や実施時期を個々に判断するとともに、実施にあたっては、「県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン」に則り、感染症対策を徹底すること。

5 部活動については、「通常登校」時の活動を可能とするが、「県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン」に則った感染症対策の徹底はもとより、「熱中症ガイドライン」を踏まえた活動とすること。

6 教職員、児童・生徒等の罹患が判明した場合は、

① 直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。

② また、学校において集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し対応について協議すること。

なお、学校の実情等により上記により難しい場合は、特別支援教育課長と協議・調整すること。

問合せ先

特別支援教育課

教育課程指導グループ 山田、荒井

電話 045 (210) 8276 (直通)

# 県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン

## 特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、学校行事について、「県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、その必要性や実施時期を個々に判断するとともに、実施にあたっては、本ガイドラインに則り、学校や児童・生徒等の実情に応じて、感染症予防対策の徹底と学びの保障の両立の観点から適切に実施するようお願いします。

なお、今後、地域の感染状況等により、学校行事の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

### 1 学校行事の実施に関する基本的な考え方

- ア 学校の教育活動に関する指導計画の見直しに当たっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や児童・生徒等の実情を踏まえて学校行事の実施について判断すること。
- イ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講じること。
- ウ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにすること。

### 2 各学校行事の留意事項

#### 【始業式・終業式・その他集会】

- 実施に当たっては、3密の状況が生じないよう留意し、感染防止に万全の措置を講じること。
- 実施する場合は、参加人数を少なくすることにより児童・生徒等の間隔を広くとる、時間を短縮する、各教室において放送等により実施するなどの工夫を行うこと。
- ※卒業式、入学式については、今後改めて、留意点等を示す予定。

#### 【文化祭】

- 特別支援学校小学部・中学部・高等部における学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第6章及び特別支援学校高等部学習指導要領第5章に示すとおり、小学校学習指導要領第6章、中学校学習指導要領第5章又は高等学校学習指導要領第5章に準ずることから、文化祭は、学習指導要領に定められている特別活動の文化的行事の一つであり、文化的行事の内容「平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりすること。」を踏まえた上で、感染症予防対策と児童・生徒等の学びの保障の両立の観点から検討すること。（これまでの実施例を踏まえつつも、3密回避の視点からの検討が必要）
- 実施する場合は、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保

護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。

(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.8.6 Ver.3 文部科学省)」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、児童・生徒等が調理した食品を他の児童・生徒等に提供することについては、原則として実施しないこととするなど、特に慎重に判断することが必要である。学校として実施を検討する場合には、保健所と事前に相談し、専門家の意見を踏まえて慎重に判断すること。

なお、袋入りの食品や飲料等販売については、感染症予防対策及び手洗い場所の確保などの措置を講じた上で、各学校で適切に判断すること。

- 3密回避の観点から、各企画について、各学校でその適否について適切に判断すること。

※学校説明会は、文化祭とは趣旨が異なるものであることから、別日程で設定すること。

### 【運動会・体育祭】

- 運動会・体育祭は、学習指導要領に定められている特別活動の健康安全・体育的行事の一つであることから、健康安全・体育的行事の内容「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」を踏まえた上で、実施に当たっては、近距離で組み合うことや、接触することが多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。

- 実施に当たっては、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。  
(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 練習や準備の段階から感染防止に万全の措置を講じること。特に、開催当日には、熱中症予防に留意するとともに、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

### 【学習発表会】

- 合唱などの学習成果の発表会を実施するに当たっては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。また、保護者の参観等がある場合は、その範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 実施に当たっては、練習や準備などの段階から感染防止に万全の措置を講じること。

- 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

- 開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の基準に従うこと。

なお、校内で実施する場合も、3密回避の視点から、児童・生徒等の座席の間隔を十分広くとること。

#### 【芸術鑑賞会】

○芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する児童・生徒等に3の状況が生じないよう、感染防止に万全の措置を講じること。

○学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

○開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「県対処方針」の基準に従うこと。（座席配置などについて、利用するホール等がガイドラインを作成している場合は、それに従うこと。）

#### 【修学旅行、宿泊を伴う行事、遠足】

○修学旅行等に関しては、長時間の移動、集団での宿泊等による感染リスクに対して、一般的な感染症予防対策に加え、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」があることから、県内や旅行先の感染状況等を見極め、延期も含め慎重に判断すること。

○延期による変更で保護者の負担が増えないように内容を精査し、当初の旅行金額を越えないよう留意すること。

○実施に向けては、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）』について」を参考にしつつ、学校総合保険等への加入の検討を含め万全の措置を講じること。

※修学旅行を中止する場合は、企画料以外のキャンセル料が発生する前の時点で、判断すること。ただし、実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況等が大きく変化するなど、やむを得ない場合は特別支援教育課と協議すること。なお、中止や延期に伴い企画料やキャンセル料の支払いが生じた場合の補填の基準や手続きについては、後日連絡する。

### 【学校説明会】

- 学校説明会は、外部の参加者が参加することによる感染リスクを避けるため、参加者を事前に把握（万一の事態に備えて、参加者の氏名と連絡先を把握等）するとともに、当日の体温や健康状態を把握するなど感染防止の対応をとること。
- 一回当たりの参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、自校の児童・生徒等の手伝いについては、最小限に留める（校舎内等において児童・生徒等と参加者が直に接する場面を避けること）、会場入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- ホームページを充実することや、学校説明会当日以外にも質問を受け付けることなど、参加者や保護者に十分な情報が伝わるよう、広報活動の充実を図ること。

## 県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン

### 特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、これまで活動を一部制限していた部活動について、「県立特別支援学校における8月31日からの部活動ガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、実施にあたっては、本ガイドライン及び8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式(2020.8.6Ver.3)」の改訂について』に則り、部活動を行うようお願いいたします。

なお、今後、地域の感染状況等により、部活動の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

#### 1 部活動の実施に関する基本的な考え方

- ア 活動に当たっては、次に示す【留意事項】を踏まえた上で実施すること。
- イ 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等が示されている場合は、そのガイドラインの練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、校内練習や大会参加等に当たっての必要な感染防止対策を講じること。
- ウ 練習試合や合同練習の実施、公式大会やコンクール等への参加は可能とする。
- エ その際、県内外への練習試合や合宿は、修学旅行の扱い\*と同様とする。(ただし、県内の感染状況や遠征先の感染状況等を踏まえ、日数・参加人数等の実施形態を工夫し十分注意し計画すること。)

#### ※修学旅行の扱い

修学旅行に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況等を見極めて、延期も含め慎重に判断すること。

実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)について」に基づいた、万全の措置を講じること。

## **【留意事項】**

部活動は、7月6日の「時差短縮Ⅰ」より段階的に再開しているが、練習不足となっていることが考えられることから、生徒の怪我防止には十分留意するとともに、熱中症予防についても引き続き注意が必要であるため、顧問教諭等（以下、顧問）、生徒共に、「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じること。

### **○事前の確認事項**

8月31日からの部活動に当たり、改めて次のことを行うこと。

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を確認し、必要であれば、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒に適切に指導すること。

### **○活動前後の留意事項**

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、その際には短時間で行わせること。また、十分な換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問及び生徒は、原則、マスクを着用すること。

### **○活動時の留意事項**

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。



- ・当面の間は、顧問、生徒共に会話は必要最低限とし、特に大きな発声をひかえること。
- ・用具等の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されており、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ないが、生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。なお、運動を行う前にマスクを外してから運動後にマスクを着用するまでの間、生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合にはさらに長い距離を確保すること。また、生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。
- ・顧問は原則としてマスクを着用することとするが、熱中症など自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、生徒との距離を2 m以上確保すること。

## 2 参考

- ※ 令和2年8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver. 3)』における『第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について』の「2. 部活動について」
- ※ 令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- ※ 令和元年7月19日付け保健体育課「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」
- ※ 「部活動指導ハンドブック（神奈川県教育委員会 令和2年5月改定）」
- ※ 「運動時の安全指導の手引き（神奈川県教育委員会 令和2年3月改定）」
- ※ 「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会 平成30年3月、平成31年3月一部改定）」
- ※ 中央競技団体等が作成したガイドライン等